

阿賀野市水道事業事務決裁規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月1日

阿賀野市水道事業

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市水道事業管理規程第1号

阿賀野市水道事業事務決裁規程等の一部を改正する規程

(阿賀野市水道事業事務決裁規程の一部改正)

第1条 阿賀野市水道事業事務決裁規程(平成16年阿賀野市水道事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

別表中「個人情報の開示、訂正、削除及び目的外利用又は外部提供の中止」を「保有個人情報の開示、訂正及び利用停止」に改める。

(阿賀野市水道料金等徴収事務委託規程の一部改正)

第2条 阿賀野市水道料金等徴収事務委託規程(平成16年阿賀野市水道事業管理規程第26号)の一部を次のように改正する。

第10条中「阿賀野市個人情報保護条例(平成17年条例第6号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

(阿賀野市上下水道局コンビニエンスストア公金収納事務委託に関する規程の一部改正)

第3条 阿賀野市上下水道局コンビニエンスストア公金収納事務委託に関する規程(平成23年阿賀野市水道事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第8条中「阿賀野市個人情報保護条例(平成17年条例第6号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。